三井住友海上
MS&AD INSURANCE GROUP

安心のゴールキーパーでありたい。

2010年10月1日以降始期契約用
家庭用自動車総合保険

GK

家庭用

クルマの保険

ニューロング誕生。

1年契約はもちろん、
2年または3年契約が可能な
自動車保険が誕生しました。
「GK クルマの保険」は
新しい補償とサービスで、
あなたのカーライフを守りつづけます。

三井住友海上は
サッカー日本代表を応援しています！

あなたを守りつづける
自動車保険

安心のゴールキーパーでありたい。

GK

クルマの保険

自動車保険は1年契約。
そんな常識を変える商品が
誕生しました。

1年はもちろん、
2年または3年契約が可能な
「GK クルマの保険・家庭用」。
新しい補償とサービスで
あなたのカーライフを
守りつづけます。

ご契約の対象となる保険契約者
所有かつ使用する自動車のうち、自動車保険（自動車共済を除きます。）をご契約されている合計台数が9台以下の保険契約者

ご契約の対象となる自動車
自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下・最大積載量0.5トン以下）、自家用（小型・軽四輪）貨物車、および特種用途自動車（キャンピング車）

詳しくはこの中に!!

「GK クルマの保険・家庭用」3つのプラン

	基本プラン 基本のリスクを補償します。	標準プラン 多くのお客さまにお選びいただいています。	充実プラン 充実の補償でよりご安心いただけます。
相手への賠償	対人賠償保険 対物賠償保険 対物超過修理費用特約	対人賠償保険 対物賠償保険 対物超過修理費用特約	対人賠償保険 対物賠償保険 対物超過修理費用特約
おケガの補償	人身傷害保険 無保険車傷害保険 搭乗者傷害(入通院/一時金)特約 搭乗者傷害(入通院/一時金)倍額払特約 重度後遺障害時追加特約 ケアサポート費用特約 差額ベッド費用特約	人身傷害保険 無保険車傷害保険 搭乗者傷害(入通院/一時金)特約 搭乗者傷害(入通院/一時金)倍額払特約 重度後遺障害時追加特約 ケアサポート費用特約 差額ベッド費用特約	人身傷害保険 無保険車傷害保険 搭乗者傷害(入通院/一時金)特約 搭乗者傷害(入通院/一時金)倍額払特約 重度後遺障害時追加特約 NEW ケアサポート費用特約 NEW 差額ベッド費用特約
お車の補償	車両保険 全損時諸費用特約 全損時諸費用倍額払特約 車両保険無過失事故特約	車両保険 全損時諸費用特約 全損時諸費用倍額払特約 車両保険無過失事故特約	車両保険 全損時諸費用特約 全損時諸費用倍額払特約 車両保険無過失事故特約
	車両基本プラン	車両標準プラン	車両充実プラン

詳しくはP5へ
詳しくはP6へ
詳しくはP9へ

ロードサービス

おクルマQQ隊 ＋ 運搬・搬送・引取費用特約

おクルマQQ隊は運搬・搬送・引取費用特約をセットした場合にご利用いただけます。
運搬・搬送・引取費用特約のセットをおすすめします。

詳しくはP10へ

●プランは、「相手への賠償」「おケガの補償」「お車の補償」の3つの組合せ、または、「相手への賠償」「おケガの補償」の2つの組合せが可能です。
また、[ ]で囲まれた特約は、条件に従って任意にセットでき、たとえば、標準プランには重度後遺障害時追加特約をセットすることができます。

MYオプション

さらに、カーライフに合わせてお選びいただける「MYオプション」もご用意しています。

- 交通事故弁護士費用特約
- 弁護士費用特約
- 代車費用特約
- 新車特約
- 車両超過修理費用特約
- 車内手荷物等特約
- 日常生活賠償特約(保険金額・無制限)
- ファミリーバイク特約

詳しくはP11へ

このページを開いたまま、パンフレットをご覧ください。プランと補償内容を同時にご覧いただけます。

自分にぴったりの補償が選べるから安心。

「3つのプラン」と「MYオプション」で、お客さまにぴったりの自動車保険が作れます。

●3つのプラン

●MYオプション

選べる特約8種類！カーライフに合わせてお選びください。

充実プラン がバージョンアップ！

おケガの補償をより手厚く。新しい特約とサービスをあわせてご提供します。

詳しくは P8

事故により重い後遺障害が残ってしまったとき

重度後遺障害時追加特約 NEW

入院するため、ご家族の身の回りのお世話が心配なとき

ケアサポート費用特約 NEW

万一の事故の際も安心。

詳しくは 裏表紙

お客さまの「困った」や「心配･･･」に先回り！事故の発生から解決まで安心しておまかせください！

1事故1チーム制

専門スタッフがチームを組んで事故対応にあたります。

※事故の内容によっては、チームではなく、専任のスタッフが対応する場合があります。

代わって安心サービス

夜間･休日でも、事故の相手の方や病院･修理工場などへお客さまに代わってご連絡します。

おクルマQQ隊

お電話一本でレッカーサービスをご利用いただけます。

※運搬･搬送･引取費用特約をセットした場合にご利用いただけます。

紹介ネットワーク

補償内容に対応した「専門家」や「事業者」を当社独自のネットワークからご紹介します。

ホームヘルパー　ベビーシッター　弁護士
バリアフリーリフォーム事業者　等

業界初の長期契約方式 ニューロング で長く安心。

詳しくは P16

ニューロングは、保険期間を「3年」または「2年」とする長期自動車保険です。
「1年契約」と同様、前保険年度の事故の有無に応じて翌年の等級と保険料が決まる、業界初の新しい契約方式です。

■ニューロングならおトク！

事故がなくても、事故があっても、「1年契約」よりも保険料が安いので、おトクです。

無事故の場合

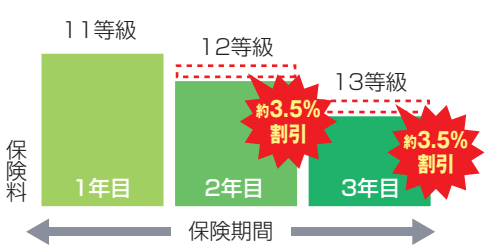

1年目に事故が1件あった場合

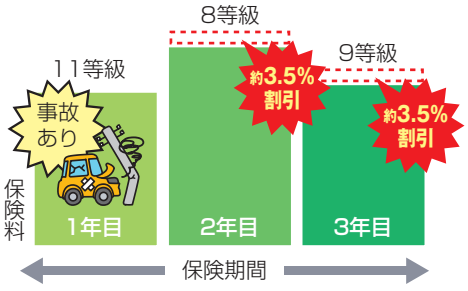

■ニューロングなら便利！

保険期間が3年または2年なので継続手続の手間がはぶけて便利です。

※ニューロングではない、保険期間が1年のご契約もお選びいただけます。

事故の
不安から守る。

もしものときは
チームで守る。

ニューロング誕生!!

そして、
なが～く守る。

このパンフレットは、高齢者や視覚障害者に向けて開発された「ＳＰコード」を採用しています。「ＳＰコード」を専用の読み上げ装置で読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。

chapter 1

相手への賠償

基本 標準 充実

相手の方にケガをさせてしまったとき
対人賠償保険

ご契約のお車を運転中等の事故により他人の生命または身体を害し、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、被害者1名につきそれぞれ保険金額を限度に対人賠償保険金をお支払いします。
なお、自賠責保険等により支払われるべき金額を超える部分に限ります。
また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

- 損害防止費用
- 権利保全行使費用
- 緊急措置費用
- 示談交渉費用
- 争訟費用

基本 標準 充実

相手の方の車や電柱などを壊してしまったとき
対物賠償保険

ご契約のお車を運転中等の事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、保険金額を限度に対物賠償保険金をお支払いします。なお、免責金額を設定した場合には、損害賠償額から免責金額を差し引いてお支払いします。
また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

- 損害防止費用
- 権利保全行使費用
- 緊急措置費用
- 落下物取片づけ費用
- 原因者負担費用
- 示談交渉費用
- 争訟費用

~~基本~~ 標準 充実

相手の方の車の修理費が時価額より高かったとき
対物超過修理費用特約

ご契約の対物賠償保険で対物賠償保険金をお支払いする事故により、相手自動車の修理費が時価額を上回り、その差額を実際に負担した場合に、「差額×過失割合」(50万円限度)を限度に対物超過修理費用保険金をお支払いします(注)。
ただし、相手自動車が事故日の翌日から6か月以内に修理された場合に限ります。
(注)対物賠償保険金をお支払いする場合に限ります。

被保険者
マークの説明は P18

対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険、無保険車傷害保険を必ずセットいただきますが、対物超過修理費用特約は任意にセットできます。補償については、運転者家族限定特約や運転者年令条件特約等によって限定される場合があります。

Q 事故にあったら、自分で相手の方と交渉する必要がありますか?

A いいえ。**めんどうな示談交渉は当社におまかせください。**
対人・対物事故により被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者のお申出により、当社は被保険者のために示談交渉をお引き受けします。
なお、ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合や、正当な理由なく被保険者が当社への協力を拒んだ場合等は、示談交渉をお引き受けできないことがあります。

保険金をお支払いしない主な場合
マークの説明は P18

対人賠償保険、対物賠償保険、対物超過修理費用特約共通

対人賠償保険の場合

左記に加えて

chapter 2

おケガの補償

基本 標準 充実

事故でケガをしてしまったとき

人身傷害保険

ご契約のお車に搭乗中等の事故によりケガをして、死亡した場合、後遺障害が生じた場合、入院または通院した場合に、損害(注)について、被保険者1名につきそれぞれ保険金額を限度に人身傷害保険金をお支払いします。また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

- 損害防止費用
- 権利保全行使費用

(注)損害とは治療費、休業損害、精神的損害、逸失利益、将来の介護料、葬儀費等をいいます。また損害額は、普通保険約款に記載した基準に従い当社が認定を行います。

※1 相手の方からの賠償金や、労働者災害補償制度等による給付を受け取っている場合等は、その額を差し引いて保険金をお支払いします。

※2 ケガの治療を受ける場合には、健康保険等の公的制度をご利用ください。

※3 損害について被保険者の過失分のみを保険金としてお支払いする方法もお選びいただけます。

被保険者 マークの説明は P18

交通事故特約 をセットする場合　記名被保険者が個人の場合にセットできます。

人身傷害保険の補償の対象となる事故の範囲を拡大し、交通事故(注)によりケガをして、死亡した場合、後遺障害が生じた場合、入院または通院した場合も、人身傷害保険金をお支払いします。

○：お支払いします　×：お支払いしません

事故の種類	ご契約のお車の事故	交通事故	
事故例	ご契約のお車が衝突してケガをした	歩行中に自動車にはねられケガをした	自転車で転んでケガをした
交通事故特約をセットする場合	○	○	○
交通事故特約をセットしない場合	○	×	×

(注)ご契約のお車以外の自動車の運行事故(歩行中に自動車にはねられた等)、交通乗用具の事故、建物の火災等をいいます。なお、交通乗用具とは、電車、自転車、航空機、船舶、エレベーター等をいいます。

※この特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

交通事故特約 をセットする場合

対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険、無保険車傷害保険を必ずセットいただきます。補償については、運転者家族限定特約や運転者年令条件特約等によって限定される場合があります。

Q 人身傷害保険で交通事故特約をセットしないと、「配偶者」がご契約のお車に搭乗中の事故は補償されないのでしょうか？

A いいえ。ご契約のお車に搭乗中のときは「搭乗者」に該当しますので、交通事故特約をセットしない場合も補償の対象になります(「配偶者」以外に「ご自身」、「同居の親族」、「別居の未婚の子」も同様です)。なお、搭乗者傷害(入通院／一時金)特約(P7)においても、「ご自身」や「配偶者」などが搭乗中のときは「搭乗者」に該当し、補償の対象となります。

保険金をお支払いしない主な場合 マークの説明は P18

人身傷害保険

交通事故特約をセットする場合 上記に加えて

■ご契約のお車以外の自動車で、記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用する自動車に搭乗中に生じたケガによる損害

■ご契約のお車以外の自動車で、「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さまが、自ら所有または常時使用する自動車を運転中に生じたケガによる損害

■ご契約のお車以外の次のいずれかの自動車を運転中に生じたケガによる損害
- 自家用バス、事業用自動車
- 記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまの使用者が所有し、被保険者が使用者の業務のために運転中の自動車

■交通乗用具による競技・興行・試運転等をしている場合、または、競技・興行・試運転等を行うことを目的とする場所においてこれらに準ずる方法で交通乗用具を使用している場合に生じたケガによる損害

■業務・実習で船舶に搭乗中、自家用機等の航空機を操縦中またはその航空機に業務として搭乗中に生じたケガによる損害

■グライダー・飛行船・超軽量動力機・ジャイロプレーンに搭乗中に生じたケガによる損害

■交通乗用具または自動車への荷物積込み作業、交通乗用具または自動車の修理・点検・整備等の作業によって生じたケガによる損害

chapter 2

おケガの補償

無保険車

基本 標準 充実

事故の相手が保険に入っていなかったとき

無保険車傷害保険

無保険車(注1)との事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が生じた場合で、十分な賠償を受けられないときに、損害(注2)について被保険者1名につきそれぞれ2億円を限度に無保険車傷害保険金をお支払いします。ただし、無保険車傷害保険金および自賠責保険等によって支払われる金額の合計額が人身傷害保険金の額を上回る場合等に限ります。また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

- 損害防止費用
- 権利保全行使費用

(注1)対人賠償保険が契約されていない自動車等をいいます。
(注2)損害とは相手の方が負担すべき損害賠償額をいいます。
※自賠責保険等により支払われるべき金額等を差し引いて保険金をお支払いします。

被保険者 マークの説明は P18

~~基本~~ 標準 充実

入院して当座の費用が必要になったとき

搭乗者傷害(入通院／一時金)特約

さらに

~~基本~~ ~~標準~~ 充実

搭乗者傷害(入通院／一時金)倍額払特約

搭乗者傷害(入通院／一時金)特約 付き契約にセットできます。

搭乗者傷害(入通院／一時金)特約の保険金の額を2倍にして、医療保険金をお支払いします。

ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをして、事故日からその日を含めて180日以内に入院または通院した場合に、次の額を医療保険金としてお支払いします。

- 入院または通院の合計日数が5日未満の場合
  :5日未満入通院保険金として一律1万円
- 入院または通院の合計日数が5日以上の場合
  :5日以上入通院保険金としてケガに応じた下表の金額

下記以外	10万円
手指・足指を除く部位の骨折・脱臼・神経損傷・神経断裂、上肢・下肢(手指・足指を除く)の腱・筋・靭帯の損傷・断裂	30万円
上肢・下肢(手指・足指を除く)の欠損・切断、眼球の内出血・血腫・破裂	50万円
脳挫傷・脳挫創等の脳損傷、頭蓋内血腫(頭蓋内出血を含む)、頸髄損傷、脊髄損傷、胸腹部臓器等の破裂・損傷	100万円

被保険者 マークの説明は P18

搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約

ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が生じた場合に、保険金をお支払いする特約もご用意しています。

詳しくは P13

対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険、無保険車傷害保険を必ずセットいただきますが、搭乗者傷害(入通院／一時金)特約、搭乗者傷害(入通院／一時金)倍額払特約、搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約は条件に従って任意にセットできます。補償については、運転者家族限定特約や運転者年令条件特約等によって限定される場合があります。

保険金をお支払いしない主な場合 マークの説明は P18

無保険車傷害保険、搭乗者傷害(入通院／一時金)特約、搭乗者傷害(入通院／一時金)倍額払特約共通

無保険車傷害保険の場合
左記に加えて

chapter 2

おケガの補償

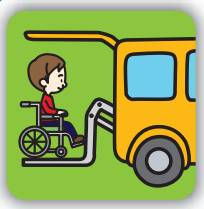

~~基本~~ ~~標準~~ 充実

事故により重い後遺障害が残ってしまったとき

重度後遺障害時追加特約 NEW

ご契約の人身傷害保険で人身傷害保険金のお支払対象となる事故によりケガをして重度後遺障害(注1)が生じ、介護が必要となる場合に、人身傷害保険の保険金額の2倍の額を限度(注2)に人身傷害保険金をお支払いするとともに、次の保険金をお支払いします。

- 介護のために住宅を改造する場合に、実際に負担した費用(注3)について、被保険者1名につきそれぞれ500万円を限度に住宅改造費用保険金をお支払いします。
- 福祉車両を取得する場合もしくは所有するお車を福祉車両に改造する場合、または車いす・特殊ベッドを取得した場合に、実際に負担した費用(注3)について、被保険者1名につきそれぞれ500万円を限度に、福祉関連費用保険金をお支払いします。

(注1)普通保険約款別表1の1の第1～2級または別表1の2の第1～2級、第3級③④の後遺障害をいいます。
(注2)人身傷害保険の保険金額が無制限以外のご契約が対象です。
(注3)事故日から、重度後遺障害が生じた日の翌日から1年後の応当日までに負担した費用とします。

バリアフリーリフォーム事業者等をご紹介します。

保険金をお支払いする場合に、ご希望により紹介ネットワークをご利用いただけます。

~~基本~~ ~~標準~~ 充実

事故で入院中に家族のサポートが必要なとき

ケアサポート費用特約 NEW

ご契約の人身傷害保険で人身傷害保険金のお支払対象となる事故によりケガをして入院した場合に、実際に負担した次の費用(注1)について、被保険者1名につきそれぞれ合計200万円を限度にケアサポート費用保険金をお支払いします。

- 家事に従事する方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、ホームヘルパーを雇う費用について、1日あたり2万円を限度にホームヘルパー雇入費用をお支払いします。
- 介護をする方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、介護ヘルパーを雇う費用について、1日あたり2万円を限度に介護ヘルパー雇入費用をお支払いします。
- 育児をする方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、ベビーシッターを雇う費用について、1日あたり2万円(注2)を限度にベビーシッター雇入費用をお支払いします。
- 育児をする方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、お子さまを保育施設に預ける費用について、1日あたり2万円(注2)を限度に保育施設預け入れ費用をお支払いします。
- 医療情報提供サービス(注3)を利用した費用について、1事故につき5万円を限度に医療情報提供サービス利用費用をお支払いします。

(注1)入院期間中に負担した費用とします。ただし、医療情報提供サービス利用費用については、事故日から「治療最終日の翌日から90日後の日」までの期間中に負担した費用とします。
(注2)ベビーシッター雇入費用と保育施設預け入れ費用を合計して1日あたり2万円を限度とします。
(注3)治療方針等に関するアドバイス、症状に応じた医療機関情報の提供、受診のサポート等の有償サービスをいいます。

ホームヘルパーやベビーシッター等をご紹介します。

~~基本~~ ~~標準~~ 充実

入院したら個室を利用したいとき

差額ベッド費用特約

ご契約の人身傷害保険で人身傷害保険金のお支払対象となる事故によりケガをして入院し、被保険者のご希望により個室等を使用した場合に、実際に負担した差額ベッド費用(注)について、被保険者1名につきそれぞれ入院1日目から最大90日間、1日あたり15,000円を限度にお支払いします。

(注)健康保険の給付対象とならない特定病室(個室等)の入院費用から、普通病室の入院費用(人身傷害保険でお支払いします)を差し引いた額をいいます。

被保険者

人身傷害保険と同じです。

詳しくはP6

対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険、無保険車傷害保険を必ずセットいただきますが、このページに掲載の特約は条件に従って任意にセットできます。補償については、運転者家族限定特約や運転者年令条件特約等によって限定される場合があります。

保険金をお支払いしない主な場合

重度後遺障害時追加特約、ケアサポート費用特約、差額ベッド費用特約共通

人身傷害保険と同じです。

詳しくはP6

chapter 3

お車の補償

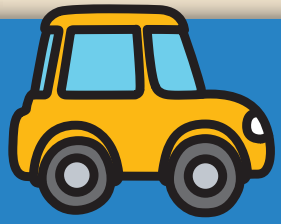

自分の車が壊れてしまったとき

車両保険

基本 標準 充実

衝突、接触等の事故によりご契約のお車に損害が生じた場合に、損害額（修理費等）から免責金額を差し引いた額(注1)について、保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

- 損害防止費用
- 権利保全行使費用
- 運搬費用(注2)
- 盗難引取費用(注2)
- 共同海損分担費用

(注1) 全損の場合は免責金額を差し引かずにお支払いします。
(注2) 運搬費用、盗難引取費用は、それぞれ保険金額の10%または15万円のいずれか高い額を限度とします。

○：お支払いします
×：お支払いしません

車両危険限定特約をセットする場合

車両保険の補償の対象となる事故の範囲を限定し、「相手自動車(注3)との衝突・接触事故」および「火災・爆発・盗難・いたずら等のお車の走行に起因しない事故」に限り、車両保険金をお支払いします。

事故例	車対車の衝突・接触	火災・爆発	盗難	台風・洪水・高潮	落書・いたずら	物の飛来・落下	自転車との衝突・接触	電柱・ガードレール等に衝突	あて逃げ	墜落・転覆
一般車両	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
車両危険限定特約をセットする場合	○(注3)	○	○	○	○	○	×	×	×	×

(注3) 相手自動車およびその運転者または所有者が確認できた場合に限ります。ただし、相手自動車には、「ご契約のお車の所有者」が所有する別のお車は含みません。

自分の車が全損になったとき

全損時諸費用特約

基本 標準 充実

車両保険 付き契約にセットできます。

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故により、ご契約のお車が全損となった場合に、保険金額の10%（20万円限度）を全損時諸費用保険金としてお支払いします(注)。なお、新車特約をセットしており、お車を買い替えたことにより新車保険金額を限度に車両保険金をお支払いする場合は、新車保険金額の10%（20万円限度）をお支払いします(注)。

(注) 車両保険金をお支払いする場合に限ります。

さらに

全損時諸費用倍額払特約

基本 標準 充実

全損時諸費用特約 付き契約にセットできます。

全損時諸費用特約の保険金の額を2倍にして、全損時諸費用保険金をお支払いします。

一方的に追突されて、自分の車が壊れたとき

車両保険無過失事故特約

基本 標準 充実

車両保険 付き契約にセットできます。

ご契約のお車と相手自動車(注1)との衝突・接触事故でご契約のお車を使用・管理している方に過失がない場合は、継続契約の等級決定において事故件数に数えない事故として、車両保険金をお支払いします(注2)(注3)。ただし、相手自動車およびその運転者または所有者が確認できた場合に限ります。

(注1) 相手自動車には、「ご契約のお車の所有者」が所有する別のお車は含みません。
(注2) 車両保険において、事故件数によって免責金額が定められている場合、次回事故時の免責金額の決定においても事故件数に数えません。
(注3) 車両保険金とあわせて支払われる全損時諸費用特約、車内手荷物等特約などの保険金についても、事故件数に数えない事故としてお支払いします。

被保険者マークの説明は P18

所有する方

車両価額協定保険特約

車両保険 付き契約に必ずセットされます。

ご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月（初度検査年月）で同じ損耗度(注)の自動車の市場販売価格相当額をご契約のお車の価額として協定し、その価額を保険金額として定め、車両保険金をお支払いします。

(注) 時間の経過もしくは日常の使用に伴う消耗または劣化の程度をいいます。
※保険金額がご契約のお車の時価額を著しく超える場合は、その時価額を限度にお支払いします。

対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険、無保険車傷害保険を必ずセットいただきますが、車両保険、全損時諸費用特約、全損時諸費用倍額払特約、車両保険無過失事故特約は条件に従って任意にセットできます。補償については、運転者家族限定特約や運転者年令条件特約等によって限定される場合があります。

保険金をお支払いしない主な場合 マークの説明は P18

車両保険、全損時諸費用特約、全損時諸費用倍額払特約、車両保険無過失事故特約共通

chapter 4

ロードサービス

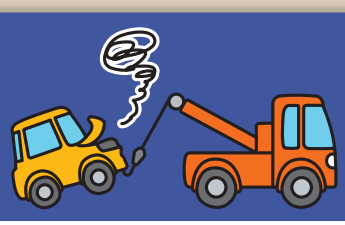

おクルマQQ隊 ＋ 運搬・搬送・引取費用特約

おクルマQQ隊は**運搬・搬送・引取費用特約をセットしたご契約**に提供します。2つの組合せで、より充実したロードサービスをご利用いただけます。

たとえば
- 15kmを超える長距離のレッカーけん引が可能です。
- 事故や落輪時のクレーン費用をお支払いできます。

おクルマQQ隊

おクルマQQ隊 専用ダイヤル **0120-096-991**（おクルマQQ隊）（無料）

事故や故障など、お車のトラブルで困ったときは、おクルマQQ隊まで、ご連絡ください！専門スタッフが24時間365日体制で対応します。

レッカー QQサービス

事故または故障により自力走行不能(注1)となった場合に、事故または故障現場から修理工場まで、最長15km(注2)レッカーけん引します。15kmを超えるレッカーけん引料金やクレーン費用等が発生する場合は、運搬・搬送・引取費用特約の対象となります。

故障トラブル・ガス欠QQサービス

故障やトラブル、ガス欠により自力走行不能(注1)となった場合に、現場で次の応急修理・軽作業を行います。
ただし、バッテリー上がりとガス欠は、保険期間中それぞれ1回（保険期間が1年超のご契約の場合は、1保険年度につきそれぞれ1回）のご利用に限ります。

- バッテリー上がり時のジャンピング
- キー閉じ込み時のドアの解錠
- ガス欠時のガソリン補給（最大10リットル）
- パンク時のスペアタイヤ交換
- 上記以外で、現場で30分以内に完了する応急修理・軽作業

〈JAF会員向けメリット〉
お客さまがJAF会員の場合は、おクルマQQ隊のサービス範囲を超える作業料金・部品代等を4,000円まで無料とします。

(注1) 物理的・機能的に走行不能である状態、または法令により走行が禁じられる状態をいいます。ただし、積雪や凍結等によってスリップする状態、および砂浜または泥道等のために走行が困難な状態を含みません。
(注2) お客さまがJAF会員の場合は、最長30km（おクルマQQ隊15km＋JAF15km）となります。＜2010年6月1日現在＞

移動サポートQQサービス ／ 宿泊サポートQQサービス

記名被保険者のご自宅から20km以上離れた場所で、事故または故障により自力走行不能(注1)となった場合に、次の対応を行います。ただし、レッカーQQサービスのご利用を条件とします。

移動サポートQQサービス
ご自宅または当面の目的地への移動に必要な交通機関のご案内やタクシーの手配(注3)を行い、その交通費(注4)をお一人につき2万円を限度としてお支払いします。

宿泊サポートQQサービス
ご自宅または当面の目的地までの移動が困難(注5)な場合は、近隣の宿泊施設をご紹介し、その宿泊費用を宿泊された方お一人につき1万円を限度としてお支払いします。

各種情報提供サービス

レンタカー、ガソリンスタンドのご紹介等、快適なドライブをサポートする各種情報をご提供します。

(注3) バス・鉄道等の公共交通機関が利用できない場合等、タクシーのご利用がご自宅または当面の目的地までの移動のための方法として妥当と判断される場合に限ります。
(注4) 最も合理的な移動手段を利用した場合の費用とします。
(注5) ご自宅または当面の目的地へ移動することが地理的・時間的に困難であり、宿泊することが合理的である場合に限ります。

サービスご利用にあたってのご注意点

- サービスを利用される場合は、ご自身でレッカー等を手配される前に「おクルマQQ隊専用ダイヤル」へご連絡をお願いします。
- 現場清掃費用、車両預かりにかかる保管料、部品代・消耗品代等、サービスの対象外となる費用が生じた場合、これら費用はお客さまのご負担となります。
- 上記はおクルマQQ隊（家庭用）の概要をご説明したものです。詳しくは「ロードサービスご利用規約」をご参照ください。

GPS機能付携帯電話の場合、
GPSサービスもご利用いただけます。
NTTドコモ、au、ソフトバンクの携帯電話のみ利用可能です。

長距離のレッカーけん引や落輪の引き上げ作業が必要なとき

運搬・搬送・引取費用特約

すべてのご契約にセットできます。

保険金をお支払いする主な場合

衝突、接触等の事故や故障(注)または落輪によりご契約のお車が自力走行できなくなった場合、実際に負担した次の費用について、15万円（車両保険をセットする場合は車両保険金額の10%または15万円のいずれか高い額）を限度に運搬・搬送・引取費用保険金をお支払いします。

- ご契約のお車を事故・故障現場から修理工場へ運搬したり、修理後に引き取るための費用
- 落輪したご契約のお車を、クレーン等で引き上げる費用

(注) 自宅駐車場またはご契約のお車を通常保管する場所で生じた故障を除きます。

保険金をお支払いしない主な場合

マークの説明は P18

上記に加えて

■キーの閉じ込み・紛失、バッテリーの過放電、燃料切れ、法令により禁止されている改造に起因する故障、取扱説明書と異なる使用に起因する故障によって生じた損害
■積雪、雨・雪による水たまり、路面の凍結、轍（わだち）または砂地・湿地等が原因で、自力走行不能となった場合に生じた損害
■運搬費用について車両保険金をお支払いする損害に対しては、運搬・搬送・引取費用保険金を重ねてお支払いしません。

chapter 5

MYオプション

カーライフにあわせて補償をお選びください。お客さまにぴったりの自動車保険を作れます。

一方的に追突されて、相手の方との交渉がうまくいかないとき
交通事故弁護士費用特約

弁護士費用特約 と同時にセットできません。

保険金をお支払いする主な場合

交通事故(注1)により生命または身体を害されたり、財物に損害を受け、損害賠償請求費用や法律相談費用(注2)を負担した場合に、次の保険金をお支払いします。

- 相手の方へ損害賠償請求を行う場合に、実際に負担した損害賠償請求費用(注3)について、被保険者1名につきそれぞれ300万円を限度に損害賠償請求費用保険金をお支払いします。
- 弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、実際に負担した法律相談費用について、被保険者1名につきそれぞれ10万円を限度に法律相談費用保険金をお支払いします。

(注1) ご契約のお車の運行事故(ご契約のお車が衝突した等)、ご契約のお車以外の自動車の運行事故(歩行中に自動車にはねられた等)、交通乗用具の事故、建物の火災等をいいます。なお、交通乗用具とは、電車、自転車、航空機、船舶、エレベーター等をいいます。
(注2) 損害賠償請求費用および法律相談費用は、当社の同意を得て負担した費用に限ります。
(注3) 弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬や訴訟費用等をいいます。
※記名被保険者が法人の場合は、ご契約のお車に搭乗していない従業員等は被保険者に含まれません。

保険金をお支払いしない主な場合

マークの説明は P18

故意・重過失 / 酒気帯び / 闘争・自殺 / 承諾なし / 競技 / 地震 / 台風 / 親族間

上記に加えて

- ■ご契約のお車以外の次のいずれかの自動車を運転中に生じた損害
  - ・自家用バス、事業用自動車
  - ・記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまの使用者が所有し、被保険者が使用者の業務のために運転中の自動車
- ■業務に使用される財物(ご契約のお車を除きます)、業務に関連して受託した財物、車室内・トランク内に収容されていない財物、キャリアに固定されていない財物に生じた損害
- ■親族等所有自動車(注)に搭乗中に生じた損害、親族等所有自動車(注)に搭乗していない場合に車室内・トランク内に収容またはキャリアに固定されている財物に生じた損害
- ■麻薬等の影響を受けているおそれがある状態で生じた損害、財物の欠陥・自然の消耗・さび・腐しょく等によって生じた損害
- ■違法に所有・占有する財物に生じた損害、労働災害によって生じた損害、初年度契約の始期日より前に被保険者が発生を予見していた損害
- ■保険金請求が行われる保険会社に対する損害賠償請求・法律相談、社会通念上不当な損害賠償請求・法律相談

(注) ご契約のお車以外の自動車であって、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有または常時使用する自動車をいいます。

交通事故だけでなく日常生活の事故で弁護士に相談したいとき
弁護士費用特約

記名被保険者が個人の場合にセットできます。
交通事故弁護士費用特約 と同時にセットできません。

保険金をお支払いする主な場合

日常生活の事故(交通事故を含みます)により生命または身体を害されたり、財物に損害を受け、損害賠償請求費用や法律相談費用(注1)を負担した場合に、次の保険金をお支払いします。

- 相手の方へ損害賠償請求を行う場合に、実際に負担した損害賠償請求費用(注2)について、被保険者1名につきそれぞれ300万円を限度に損害賠償請求費用保険金をお支払いします。
- 弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、実際に負担した法律相談費用について、被保険者1名につきそれぞれ10万円を限度に法律相談費用保険金をお支払いします。

(注1) 損害賠償請求費用および法律相談費用は、当社の同意を得て負担した費用に限ります。
(注2) 弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬や訴訟費用等をいいます。
※この特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

保険金をお支払いしない主な場合

マークの説明は P18

故意・重過失 / 酒気帯び / 闘争・自殺 / 承諾なし / 競技 / 地震 / 台風 / 公権力 / 親族間

上記に加えて

- ■被保険者に対する刑の執行によって生じた損害
- ■ご契約のお車以外の次のいずれかの自動車を運転中に生じた損害
  - ・自家用バス、事業用自動車
  - ・記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまの使用者が所有し、被保険者が使用者の業務のために運転中の自動車
- ■業務に使用される財物(ご契約のお車を除きます)、業務に関連して受託した財物、車室内・トランク内に収容されていない財物、キャリアに固定されていない財物に生じた損害
- ■麻薬等の影響を受けているおそれがある状態で生じた損害、液体・気体の排出によって生じた損害、財物の欠陥・自然の消耗・さび・腐しょく等によって生じた損害
- ■違法に所有・占有する財物に生じた損害、労働災害によって生じた損害、医療過誤によって生じた損害、石綿・外因性内分泌かく乱化学物質・電磁波障害・騒音・悪臭によって生じた損害、初年度契約の始期日より前に被保険者が発生を予見していた損害
- ■保険金請求が行われる保険会社に対する損害賠償請求・法律相談、社会通念上不当な損害賠償請求・法律相談

万一の事故のときには、紹介ネットワークをご利用いただけます。

保険金をお支払いする場合に、ご希望により**弁護士**をご紹介します。

お車の修理中にレンタカーを利用したいとき
代車費用特約

車両保険 付き契約にセットできます。

保険金をお支払いする主な場合

ご契約の車両保険で車両保険金のお支払対象となる事故によりご契約のお車が使用できなくなった場合に、レンタカー等を借りるために実際に負担した費用について、最大30日間、1日あたり保険金日額を限度に代車費用保険金をお支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合

車両保険 と同じです。 詳しくは P9

長年乗っているお車の修理費が高額になったとき
車両超過修理費用特約

始期日が初度登録(初度検査)から25か月超の
車両保険 付き契約にセットできます。

保険金をお支払いする主な場合

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故によりご契約のお車に損害が生じ、修理費が保険金額を上回る場合に、その差額について、30万円を限度に車両保険金をお支払いします。ただし、事故日の翌日から6か月以内にご契約のお車を修理した場合に限ります。

保険金をお支払いしない主な場合

車両保険 と同じです。 詳しくは P9

事故で新車が大破したら、もう一度新車に買い替えたいとき
新車特約

始期日が初度登録(初度検査)から25か月以内で、
満期日が37か月以内の **車両保険** 付き
契約にセットできます。

保険金をお支払いする主な場合

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故によりご契約のお車に大きな損害(注1)が生じ、お車の買替または修理をした場合に、次の損害額について新車保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。(注2)

＜お車を買い替えた場合＞
買い替えたお車の「車両本体価格＋付属品の価格＋消費税」
＜お車を修理した場合＞
修理費

(注1)大きな損害とは次のいずれかに該当する場合をいいます。
・お車を修理できない場合。
・修理費が車両保険金額以上となる場合。
・損害額(修理費等)が新車保険金額の50%以上となる場合。
ただし、お車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じている場合に限ります。
(注2)次の場合は、車両保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。
・事故日の翌日から90日以内にお車の買替および修理をしない場合。
・ご契約のお車が盗難された場合。

保険金をお支払いしない主な場合

車両保険 と同じです。 詳しくは P9

事故でお車に積んだ持ち物がこわれてしまったとき
車内手荷物等特約

車両保険 付き契約にセットできます。

保険金をお支払いする主な場合

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故によりご契約のお車の車室内やトランク等に収容された個人所有の動産(注1)に損害が生じた場合に、損害額(修理費等)について、保険金額を限度に車内手荷物等保険金をお支払いします(注2)(注3)。
また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。
●損害防止費用 ●権利保全行使費用 ●盗難引取費用 ●共同海損分担費用
(注1)カメラ、ゴルフバッグ等、日常生活の用に供する動産に限ります。
また、現金、眼鏡、携帯電話等は個人所有の動産に含みません。
(注2)車両保険金をお支払いする場合に限ります。
(注3)保険金のご請求は記名被保険者を経由して行っていただきます。

保険金をお支払いしない主な場合

マークの説明は P18

上記に加えて
■キャリアに固定されている個人所有の動産の盗難
■置き忘れ・紛失

chapter 5 MYオプション

日常生活で相手に損害を与えてしまったとき
日常生活賠償特約（保険金額・無制限）

示談交渉サービス付

記名被保険者が個人の場合にセットできます。

保険金をお支払いする主な場合

国内における日常生活の事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、日常生活賠償保険金をお支払いします。保険金額は「無制限」です。また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

●損害防止費用 ●権利保全行使費用 ●緊急措置費用 ●示談交渉費用
●争訟費用

※1 この特約をセットした自動車保険や、補償内容が同様の保険契約が他にある場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。
※2 被保険者は、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまとなります。

保険金をお支払いしない主な場合 マークの説明は P18

上記に加えて

■業務遂行に直接起因する損害賠償責任、もっぱら業務に使用される動産・不動産の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任を負うことによって生じた損害
■被保険者が所有・使用または管理する財物の破損による損害賠償責任を負うことによって生じた損害
■被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任、被保険者による暴行・殴打に起因する損害賠償責任を負うことによって生じた損害
■航空機、船舶・車両または銃器の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任を負うことによって生じた損害

原動機付自転車を運転中に事故を起こしてしまったとき
ファミリーバイク特約

記名被保険者が個人の場合にセットできます。

保険金をお支払いする主な場合

記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが、原動機付自転車(注)を運転中等の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険および無保険車傷害保険のうちご契約にセットされている補償種類の保険金をお支払いします。また、臨時に借りた原動機付自転車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。

(注)臨時に借りた原動機付自転車を含みます。

※1 ご契約に車両保険をセットしている場合でも、原動機付自転車に生じた損害については、車両保険金をお支払いしません。
※2 この特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

保険金をお支払いしない主な場合 マークの説明は P18

対人賠償保険・対物賠償保険のみ

承諾なし

左記に加えて

■被保険者が所有・使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務のために従業員が運転中に生じた損害
■被保険者の使用者の所有する原動機付自転車を、使用者の業務のために被保険者が運転中に生じた損害
■原動機付自転車の修理、保管、売買、運転代行等、原動機付自転車を取り扱う業務のために所有・使用または管理する原動機付自転車について生じた損害

chapter 6 その他の特約

友人や知人から借りた車で事故を起こしてしまったとき
他車運転特約

記名被保険者が個人の場合に必ずセットされます。

保険金をお支払いする主な場合

記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが、友人・知人等から臨時に借りたお車(注1)を運転中(注2)の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険、無保険車傷害保険および車両保険のうちご契約にセットされている補償種類の保険金をお支払いします。また、臨時に借りたお車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。(注3)(注4)

(注1) 自家用8車種の場合に限ります。また、「記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有または常時使用するお車」を除きます。
(注2) 駐車中または停車中を除きます。
(注3) 車両保険金をお支払いする場合は、臨時に借りたお車の時価額を限度とします。
(注4) この特約により保険金をお支払いした場合、継続契約の等級決定における事故件数のカウントは、ご契約のお車を運転中の事故の場合と同様です。

※運転者本人・配偶者限定特約をセットした場合は、特約により限定された運転者以外の方がお車を運転中の事故は補償しません。また、運転者年令条件特約をセットした場合は、運転者年令条件を満たさない方が運転中の事故は補償しません。

保険金をお支払いしない主な場合 マークの説明は P18

承諾なし

左記に加えて

■被保険者の使用者の業務のために、使用者が所有する自動車を運転中に生じた損害
■被保険者が役員となっている法人の所有する自動車を運転中に生じた損害
■自動車の修理、保管、売買、運転代行等、自動車を取り扱う業務として受託した自動車を運転中に生じた損害

事故で死亡したとき または後遺障害が生じたとき
搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約

すべてのご契約にセットできます。

保険金をお支払いする主な場合

ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が生じた場合に、次の保険金をお支払いします。

■事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、保険金額の全額(注)を死亡保険金としてお支払いします。
■事故日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、その程度に応じて保険金額の4%～100%を後遺障害保険金としてお支払いします。なお、180日を超えて治療が必要な場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。

(注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を差し引きます。

修理中に借りた車で事故を起こしてしまったとき
臨時代替自動車特約

必ずセットされます。

保険金をお支払いする主な場合

ご契約のお車が整備、修理、点検等のために使用できない間に、記名被保険者が臨時に借りたお車(注1)を使用中の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険、無保険車傷害保険および車両保険のうちご契約にセットされている補償種類の保険金をお支払いします。また、臨時に借りたお車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。(注2)(注3)

(注1)①～③の方が所有するお車を除きます。
①記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さま
②記名被保険者の役員　③記名被保険者の使用人
(注2)車両保険金をお支払いする場合は、臨時に借りたお車の時価額を限度とします。
(注3)この特約により保険金をお支払いした場合、継続契約の等級決定における事故件数のカウントは、ご契約のお車を使用中の事故の場合と同様です。

※運転者本人・配偶者限定特約または運転者家族限定特約をセットした場合は、特約により限定された運転者以外の方がお車を運転中の事故は補償しません。また、運転者年令条件特約をセットした場合は、運転者年令条件を満たさない方が運転中の事故は補償しません。

保険金をお支払いしない主な場合

—

保険金をお支払いしない主な場合

搭乗者傷害（入通院／一時金）特約 と同じです。

詳しくはP7

すべてのご契約でご利用いただけます。
入院『ホッ』とライン

入院に 強い
0120-212-241（無料）

[受付時間] 平日10：00～17：00（土日・祝日、年末・年始は休業させていただきます）

入院についての心配ごとやご相談は、
「入院『ホッ』とライン」サービスにお電話ください！

人身傷害保険の対象となる事故により入院または死亡した場合に、サービスの対象となる方(注1)からの療養生活や社会復帰等についての幅広いご相談・照会に応じ、医療・生活関連情報のご提供や、各種サービス・店舗等のご案内を行います。(注2)

(注1)受傷された方、受傷された方のご家族および受傷された方が利用を認めた方をいいます。
(注2)案内を受けた各種サービス・店舗等への連絡費用、利用料は、お客さまのご負担となります。

上記は「入院『ホッ』とラインサービス」の概要をご説明したものです。詳しくは「入院『ホッ』とラインサービスご利用規約」をご参照ください。

Web約款をおすすめします。

Web約款は、パソコンを利用して、当社ホームページ（http://www.ms-ins.com）でご覧いただける約款です。
ご契約時に、冊子の約款に代えて、Web約款を選択いただいた場合、当社は再生可能エネルギーの普及を推進・支援する事業など、環境保護への取組みに寄付等を行います。
「保険でできるエコ」はじめてみませんか。

当社は、再生可能エネルギーの普及などにより、地球環境保護を目指す取組み「Green Power サポーター」を、お客さまとともにすすめています。

再生可能エネルギーとは
自然界の中で繰り返される自然現象から取り出されるエネルギーの総称です。具体的には、太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス（間伐材など生物資源）などから生み出される電気、温熱、燃料などで、CO_2の排出削減に役立ちます。

Q Web約款を選択した場合、保険証券は送付されますか？

A はい。Web約款を選択いただき、冊子の約款をお送りしなかった場合でも、**保険証券・保険契約継続証は書面で発行し、送付いたします。**なお、保険証券・保険契約継続証に記載の内容も、インターネットを利用して、当社ホームページ（http://www.ms-ins.com）でご覧いただくことができます。

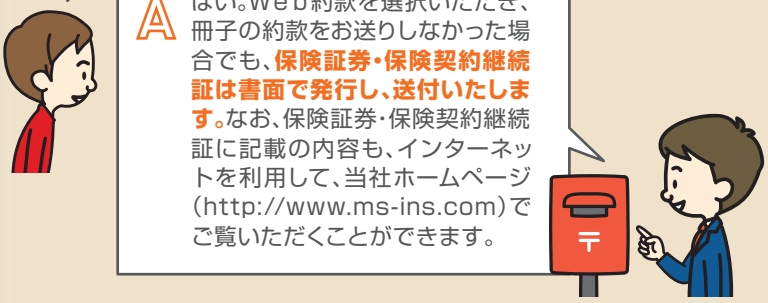

chapter 7

ご確認事項と保険料

1. 運転する方とお車について

(1)運転免許証の色

記名被保険者が個人の場合、ゴールド免許のご契約は、保険料が割引となります。
始期日時点において有効な記名被保険者の運転免許証(ゴールド、ブルーまたはグリーン等)の色と有効期限をご確認ください。

ゴールド免許割引
運転者年令条件により異なります。

年令を問わず補償	21才以上補償	26才以上補償	30才以上補償	35才以上補償
8%割引		10%割引	12%割引	

(2)運転する方の範囲

「ご夫婦だけ」または「ご家族だけ」が運転する場合や、お車を運転する方の年令が決まっている場合には、運転者を限定したり、運転者年令条件を設定することにより保険料が異なります。

①記名被保険者が個人の場合、次のチャートを参考にお決めください。

まず、お車を運転する方をすべてチェック☑したうえで、最も右の☑の方から⬇を進んでください。

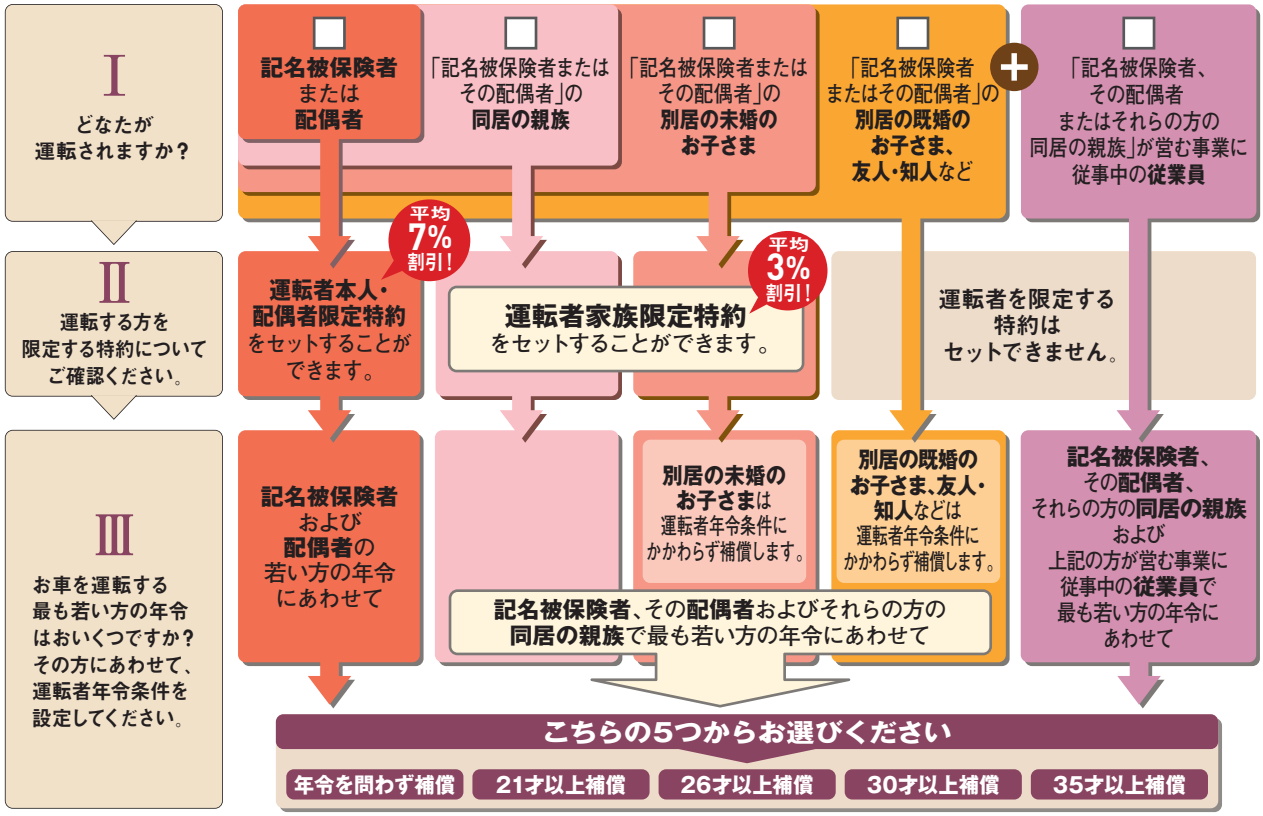

運転者本人・配偶者限定特約または運転者家族限定特約をセットし、運転する方を限定した場合や、運転者年令条件を設定した場合は、限定した方や運転者年令条件を満たす方がお車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。

②記名被保険者が法人の場合は、運転する最も若い方の年令にあわせて、こちらの5つからお選びください。

年令を問わず補償 / 21才以上補償 / 26才以上補償 / 30才以上補償 / 35才以上補償

運転者年令条件を設定した場合は、運転者年令条件を満たす方がお車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。

(3)ご契約のお車の使用目的

ご契約のお車の「使用目的」により保険料が異なります。ご契約のお車の使用実態に従って、次のチャートにより使用目的をご確認ください。
※記名被保険者が法人の場合は、「業務使用」「通勤・通学使用」のいずれかとなります。

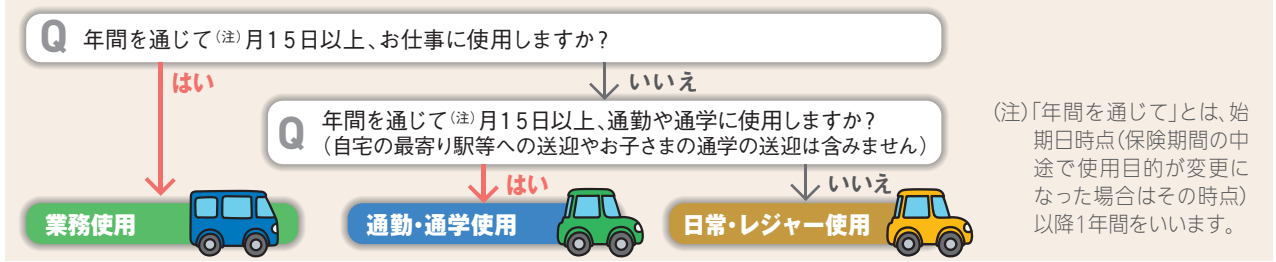

(注)「年間を通じて」とは、始期日時点(保険期間の中途で使用目的が変更になった場合はその時点)以降1年間をいいます。

chapter 8

ニューロング

おトクで便利な
保険期間が3年または2年の
ご契約です。

特長1 「1年契約」よりも2年目以降の保険料が約3.5%おトクです！

3年契約の場合、「1年契約」を3年間継続するより総払込保険料は平均2%以上安くなります。
※「1年契約」については、将来の保険料改定や割引率改定等については考慮していません。

無事故の場合

…「1年契約」と比較した場合の保険料メリット

年間保険料	1年契約	ニューロング	比較
1年目	116,760円	116,760円	± 0円
2年目	107,640円	103,800円	▲3,840円
3年目	100,680円	97,200円	▲3,480円
合計	325,080円	317,760円	▲7,320円

1年目に事故が1件あった場合

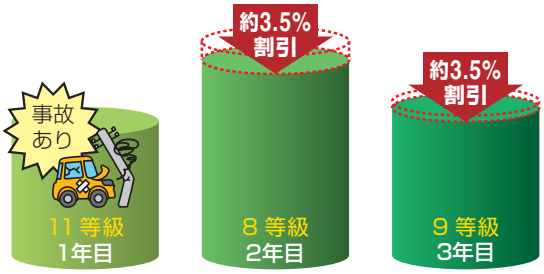

年間保険料	1年契約	ニューロング	比較
1年目	116,760円	116,760円	± 0円
2年目	138,360円	133,680円	▲4,680円
3年目	127,080円	122,760円	▲4,320円
合計	382,200円	373,200円	▲9,000円

特長2 毎年の継続手続が不要です！

「1年契約」の場合
3年間で
お手続は3回。

ニューロングなら
お手続は
最初の1回だけ！

ご契約内容や
翌年度の保険料を毎年
ご案内するので安心！

【上記の契約条件】「1年契約」は次の条件で3年間継続した場合、ニューロング（新長期保険料分割払特約をセットした長期契約）は保険期間3年でご契約した場合
GK クルマの保険・家庭用、月払、記名被保険者：個人、ゴールド免許割引適用、日常・レジャー使用、自家用普通乗用車、型式別料率クラス：車両4・対人5・対物5・傷害5、35才以上補償、対人賠償保険：無制限、対物賠償保険：無制限<対物賠償保険免責金額：なし>、対物超過修理費用特約：あり、人身傷害保険：5,000万円<交通事故特約をセット>、無保険車傷害保険：あり、搭乗者傷害（入通院／一時金）特約：あり、車両保険：あり<一般車両、車両保険金額：1年目100万円、2年目90万円、3年目80万円、車両保険免責金額：0-10万円>、全損時諸費用特約：あり、運搬・搬送・引取費用特約：あり

保険期間が3年または2年のご契約には
事故件数に応じて満期払戻金がもどる
もどリッチ もあります。
お客さまの安全運転が「おトク」につながります。

満期精算型
払戻金特約を
セットした
長期契約

※1 保険期間が満了し、保険料全額の払込みが完了している場合は、満期日の前々月の応当日までに発生した事故の件数に応じて、満期払戻金がもどります。
なお、事故件数が3件以上の場合、満期払戻金はお支払いしません。
※2 同一保険年度内に2回以上事故を起こされた場合は、継続契約における等級が、「1年契約」を継続された場合の等級と比べて低くなり、保険料が高くなることがあります。

●〈共同保険の場合について〉複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、当社は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。（なお、共同保険の場合は、引受保険会社および各社の引受割合は決定次第ご案内します。）
●引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。自動車保険は「損害保険契約者保護機構」の対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
●ご契約に関する個人情報は、当社プライバシーポリシーに基づき取り扱います。詳しくは、当社ホームページをご覧ください。
●取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

用語のご説明

用語	説明
ご契約のお車	保険契約により保険の対象となる自動車であって、保険契約者の指定に基づき保険証券・保険契約継続証の「ご契約のお車」欄に登録番号等が記載されている自動車をいいます。
被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
記名被保険者	ご契約のお車を主に使用される方で、保険証券・保険契約継続証に記載された被保険者をいいます。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害または傷害が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。

用語	説明
全損	ご契約のお車の損傷を修理することができないとき、または修理費が協定保険価額(注)以上となるときをいいます。 (注) 保険契約者または被保険者と当社がご契約のお車の価額として保険契約締結時に協定した価額をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
自家用8車種	用途車種が、自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下・最大積載量0.5トン以下）、自家用（小型・軽四輪）貨物車、および特種用途自動車（キャンピング車）に該当する自動車をいいます。

2.保険料について

(1)等級

保険料は1～20等級の区分により割引・割増されます。

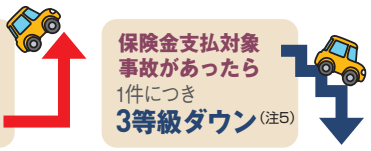

①初めてご契約される場合

運転者年令条件に応じて、6(A)～(E)、(G)等級からのスタートとなります。

2台目以降のお車について初めてご契約される場合(注1)で、**セカンドカー割引**(複数所有新規)の適用条件をすべて満たすときは、7(A)～(E)、(G)等級からのスタートとなります。

運転者年令条件		年令を問わず補償	21才以上補償	26才以上補償	30才以上補償	35才以上補償
1台目のご契約	等級	6(A)	6(B)	6(C)	6(E)	6(G)
	割増引率(注2)	25%割増	10%割増	5%割引	5%割引	5%割引
2台目以降のご契約	等級	7(A)	7(B)	7(C)	7(E)	7(G)
	割増引率(注2)	10%割引	15%割引	28%割引	28%割引	28%割引

セカンドカー割引の適用条件

- 1台目のご契約の等級が11等級以上であること(注3)。
- 1台目のご契約および2台目以降のご契約のお車の用途車種が、いずれも自家用8車種であること。
- 2台目以降のご契約の記名被保険者が、1台目のご契約の記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族であり、かつ、個人であること。
- 2台目以降のご契約のお車の所有者が、1台目のご契約のお車の所有者または1台目のご契約の記名被保険者、その配偶者もしくはそれらの方の同居の親族であり、かつ、個人であること。

(注1)ご契約の始期日時点で1台目のご契約がある場合をいいます。 (注2)一部の補償の種類については、割増引率が適用されません。
(注3)保険期間が1年を超えるご契約の場合は、取扱いが異なります。

②継続してご契約される場合

ご契約の保険期間が1年の場合(注4)、保険期間中無事故であれば、継続契約の等級が1つ上がります。ただし、ご契約の満期日または解約日の翌日から7日以内に継続いただくことが条件となります。また、保険金の支払対象事故が生じた場合は、継続契約の等級が事故1件につき3つ下がります。(注5)

2010年10月1日～2011年9月30日始期契約	割増			割引															
等級	1(注6)	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引率(注2)	52%	26%	10%	1%	10%	17%	23%	30%	33%	40%	40%	45%	50%	50%	55%	55%	58%	59%	61%	63%

2011年10月1日以降始期契約	割増			割引															
等級	1(注6)	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引率(注2)	52%	26%	10%	1%	10%	17%	23%	28%	33%	37%	40%	44%	47%	50%	52%	55%	57%	59%	61%	63%

(注4)保険期間が1年超または1年未満のご契約の場合、取扱いが異なります。(保険期間が1年超のご契約において同一の保険年度内に複数の事故があった場合等、継続契約の等級が、保険期間1年のご契約を継続する場合より低くなることがあります。)ニューロングの2年目以降の保険料は、「2011年10月1日以降始期契約」の割増引率を適用して計算します。
(注5)継続手続がなされた後であっても等級を修正することがあります。また、ノーカウント事故や等級すえおき事故の場合等は取扱いが異なります。
(注6)継続前のご契約に1等級が適用されており、かつ、次のいずれかに該当する場合で、継続契約に1等級が適用されるときには、1等級連続事故契約割増として、さらに20%割増を適用します。ニューロングの場合は、各保険年度ごとに適用条件を判定します。
・継続前のご契約に事故件数に数える事故が発生している場合 ・継続前のご契約に1等級連続事故契約割増が適用されている場合

(2)割引

次の割引が適用されます。 ※それぞれ適用条件があります。

ゴールド免許割引 **長期優良割引** **運転者本人・配偶者限定割引** **運転者家族限定割引**
新車割引 **福祉車両割引** **イモビライザー割引** **セカンドカー割引** **ノンフリート多数割引**

(3)払込方法

便利なキャッシュレスで払い込んでいただけます。 ●口座振替 ●クレジットカード払(登録方式) ●払込票払
※現金により払い込むことも可能です。また、クレジットカード払(登録方式)および払込票払は、ご契約内容によってご利用いただけない場合があります。

3.ご契約が満期を迎えるとき

当社から保険契約者に満期のご案内をお送りします。
※ご契約内容によって満期のご案内や手続の方法等が異なります。

おすすめプランを掲載した冊子や『重要事項のご説明』をお客さまにお届けします。

万一、継続手続を失念してしまったとき

継続手続特約をセットした場合、長期のお出かけなどで継続手続を忘れた場合でも補償を継続する、セーフティネットをご用意します。

継続手続特約
キャッシュレスのご契約にセットできます。

- 口座振替等のキャッシュレスでご契約いただく場合、満期時における継続手続の失念により補償がなくなることを防ぐために、継続手続特約がセットできます。
  ※ノンフリート多数割引が適用されるご契約等、セットできない場合があります。
- 満期日までに当社からこの特約を適用しない旨のご連絡(注1)を行わず、かつお客さまから継続する・しないについて申出がない場合(お客さまと連絡が取れない場合等)は、継続前のご契約内容に準じた条件で自動的に継続し、保険料の口座振替等も行います(注2)。
  (注1)過去の事故の発生状況によりご契約条件の見直しが必要な場合や、2年連続してお客さまと連絡が取れない場合等は、あらかじめ当社から特約を適用しない旨をご連絡します。この場合は、自動的に継続しません。
  (注2)所定の期日までに保険料が払い込まれなかった場合は、自動的に継続しません。
- 当社での継続を希望されない場合は、あらかじめ取扱代理店または当社にご連絡ください。

被保険者のマークのご説明

「被保険者」で使用されているマークは、次のとおりです。表示されているマークの方が補償を受けられます。

ご自身

記名被保険者をいいます。注❶❷

配偶者

記名被保険者の配偶者をいいます。注❶❷❸

同居の親族

「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族をいいます。注❶❷❸

別居の未婚の子

「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さまをいいます。注❶❷❸

借りた方

記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を使用または管理中の方をいいます。注❹

雇い主など

記名被保険者の使用者をいいます。注❺

搭乗者

ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方をいいます。注❶❷

保有者

ご契約のお車の保有者をいいます。注❶
ご契約のお車を所有する方のほか、ご契約のお車を使用する権利を持つ方で自己のためにご契約のお車を運行の用に供する方(ご契約のお車を借りている方など)をいいます。

運転者

ご契約のお車の運転者をいいます。注❶
他人のためにご契約のお車を運転またはその補助に従事する方(会社の業務のためにご契約のお車を運転する方や運転助手の方など)をいいます。

他車の搭乗者

次のいずれかの方が運転中(駐車中または停車中を除きます)**のご契約のお車以外の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方**をいいます。注❶
・記名被保険者　・記名被保険者の配偶者
・「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
・「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま

所有する方

ご契約のお車を所有する方をいいます。注❻

注❶ **人身傷害保険、交通事故特約、無保険車傷害保険、搭乗者傷害(入通院/一時金)特約**の場合は、極めて異常かつ危険な方法で自動車(注)に搭乗中の方、および業務として自動車を受託している自動車取扱業の方を除きます。
(注)交通事故特約の場合は、自動車または交通乗用具をいいます。

注❷ **無保険車傷害保険**の場合は、事故後に生まれたこれらの方の胎児を含みます。

注❸ **対人賠償保険、対物賠償保険、対物超過修理費用特約**の場合は、ご契約のお車を使用または管理中の方です。

注❹ 業務として受託したご契約のお車を使用または管理している自動車取扱業の方を除きます。

注❺ 記名被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。

注❻ 自動車検査証等の所有者欄をご確認のうえ、ご契約のお車の所有権を有する方のお名前をご確認ください。

保険金をお支払いしない主な場合のマークのご説明

「保険金をお支払いしない主な場合」で使用されているマークは、次のとおりです。表示されているマークについては、保険金をお支払いできません。

故意

故意
保険契約者、被保険者の故意によって生じた損害

故意・重過失

故意または重大な過失
●**人身傷害保険、無保険車傷害保険、搭乗者傷害(入通院/一時金)特約**の場合
・被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた損害またはケガ
・損害またはケガが保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた場合は、その方の受け取るべき金額
●**車両保険、全損時諸費用特約、運搬・搬送・引取費用特約、車内手荷物等特約**の場合
保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害
●**交通事故弁護士費用特約、弁護士費用特約**の場合
被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた損害

詐欺

詐欺・横領
詐欺・横領によって生じた損害

酒気帯び

無免許運転、麻薬、酒気帯び
無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に生じた損害またはケガ(注)
(注)**車両保険、全損時諸費用特約、運搬・搬送・引取費用特約**では、これらの状態での運転の場合に生じた損害

闘争・自殺

闘争・自殺・犯罪
闘争行為・自殺行為・犯罪行為によってその本人に生じた損害またはケガ

承諾なし

承諾なし
自動車(注1)の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないで、自動車(注1)に搭乗中(注2)に生じた損害またはケガ
(注1)**交通事故特約、交通事故弁護士費用特約、弁護士費用特約**の場合、「自動車または交通乗用具」をいいます。
(注2)**ファミリーバイク特約**および**他車運転特約**の場合、「運転中」をいいます。

第三者との約定

第三者との約定
第三者との約定により加重された損害賠償責任(注)を負うことによって生じた損害
(注)「無過失の場合でも賠償する旨を定める」「あらかじめ法律上の負担額を超える損害賠償額を定める」など、被保険者が第三者との間で損害賠償責任に関する約束を法律上の損害賠償責任を超えて交わすことによって加重された損害賠償責任をいいます。

感染症

創傷感染症
微傷に起因する創傷感染症(丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等)、またはそれによる損害

競技

競技・曲技等
ご契約のお車を競技・曲技のため等に使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害またはケガ(注)
(注)**無保険車傷害保険、交通事故特約、交通事故弁護士費用特約、弁護士費用特約**の場合、ご契約のお車以外の自動車に搭乗中にその本人に生じた損害を含みます。

地震

戦争、地震・噴火、津波、核燃料物質等
戦争・外国の武力行使・暴動、地震・噴火またはこれらによる津波、核燃料物質等によって生じた損害またはケガ

台風

台風・洪水・高潮
台風・洪水・高潮によって生じた損害

公権力

公権力の行使
国・公共団体の公権力の行使によって生じた損害

自然消耗・故障

欠陥・さびその他自然消耗、故障損害
欠陥・摩滅・腐しょく・さびその他自然消耗、故障損害

タイヤの単独損害

取り外された部分品等、タイヤの単独損害
取り外された部分品・付属品に生じた損害、定着されていない付属品・タイヤの単独損害

違法改造

法令により禁止されている改造を行った部分品等に生じた損害
法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に生じた損害

親族間

ご自身、父母、配偶者、お子さま、同居の親族などの間の賠償
●**対人賠償保険、対物賠償保険、対物超過修理費用特約**の場合
次のいずれかに該当する方の生命または身体が害されたことにより、または、所有・使用または管理する財物が損害を受けたことにより、被保険者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害
・記名被保険者
・ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者
・ご契約のお車を運転中の方の父母またはお子さま。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限ります。
・被保険者(対物賠償保険のみ)
・被保険者の配偶者
・被保険者の父母またはお子さま。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。
●**無保険車傷害保険**の場合
次のいずれかに該当する方が賠償義務者である場合、または、次のいずれかに該当する方が運転する無保険車(注)によってケガをして、死亡した場合または後遺障害が生じた場合
・被保険者の配偶者
・被保険者の父母またはお子さま。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。
(注)対人賠償保険が契約されていない自動車等をいいます。
●**交通事故弁護士費用特約、弁護士費用特約**の場合
次のいずれかに該当する方が賠償義務者である場合
・記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さま、ご契約のお車の所有者
・被保険者の配偶者
・被保険者の父母、またはお子さま。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。
●**日常生活賠償特約(保険金額・無制限)**の場合
被保険者の同居の親族に対する損害賠償責任を負うことによって生じた損害

企業内

企業内の賠償
●**対人賠償保険**の場合
次のいずれかに該当する方の生命または身体が害されたことにより、被保険者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害
・被保険者の業務に従事中の従業員
・被保険者の使用者の業務に従事中の同僚。ただし、被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。(注)
(注)ご契約のお車の所有者および記名被保険者が個人である場合は、記名被保険者同僚災害特約により補償されます。
●**無保険車傷害保険**の場合
次のいずれかに該当する方が賠償義務者である場合
ただし、被保険者が使用者の業務に従事している場合に限ります。
・被保険者の使用者
・被保険者の使用者の業務に無保険車(注)を使用している同僚
(注)対人賠償保険が契約されていない自動車等をいいます。
●**日常生活賠償特約(保険金額・無制限)**の場合
被保険者の業務に従事中の従業員の生命または身体が害されたことに起因する損害賠償責任を負うことによって生じた損害

対人賠償保険の補償

ご契約のお車の対人賠償保険の補償
ご契約のお車に適用される対人賠償保険によって補償が受けられる場合

万一の事故のとき
「お客さま安心サポート」

お客さまの「困った!」や「心配…」に先回り!事故の発生から解決まで安心しておまかせください!

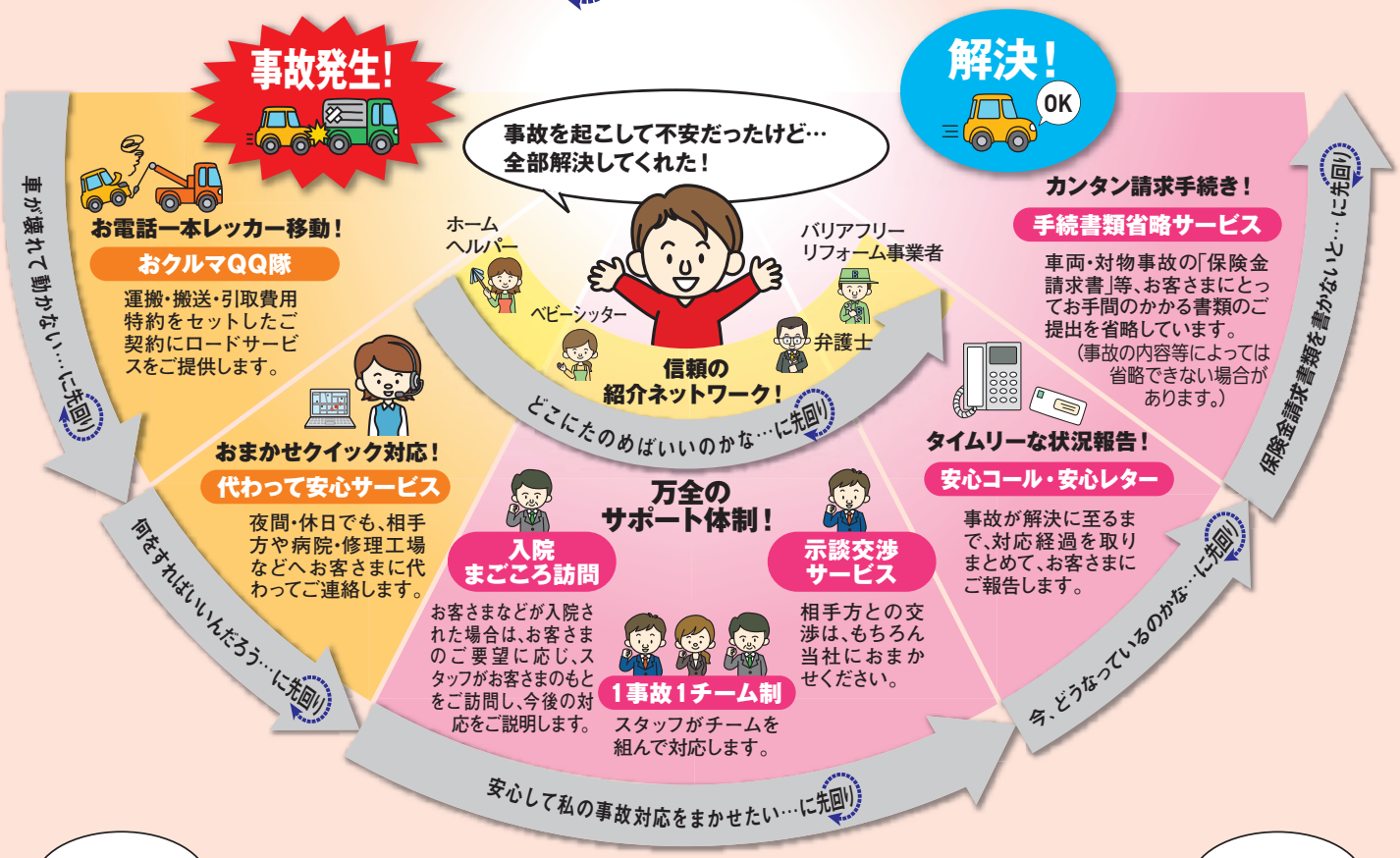

事故の発生からサポート!

事故受付センター

事故は 365日

0120-258-365

- 24時間365日対応!
- 関係先へご連絡!
- 事故相談も!

＋

事故の解決までサポート!

保険金お支払いセンター

- 最大級 全国230カ所の拠点網!<2010年4月現在>
- 最先端 特許出願中 独自の事故対応システム!

年間約1,310,000件の保険金支払実績
<2009年度>

このパンフレットは、GK クルマの保険・家庭用〈家庭用自動車総合保険〉の概要をご説明したものです。補償内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、普通保険約款・特約等をご覧ください。なお、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」を必ずご確認ください。

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは
「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277(無料)
【受付時間】
平日 9:00～20:00
土日・祝日 9:00～17:00
(年末・年始は休業させていただきます)

万一、事故が起こった場合は
取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
事故は 365日
0120-258-365(無料)

(社)日本損害保険協会「そんがいほけん相談室」
保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会の「そんがいほけん相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。
0120-107-808(無料)
【受付時間】 平日 9:00～18:00
※携帯電話・PHSからは03-3255-1306(有料)をご利用ください。

三井住友海上火災保険株式会社
MS&AD INSURANCE GROUP
〒104-8252 東京都中央区新川2-27-2
お客さまデスク 0120-632-277(無料)
受付時間 平日9:00～20:00 土日・祝日9:00～17:00(年末・年始は休業させていただきます)
http://www.ms-ins.com
● ご相談・お申込先

A0801 600,000 2010.07 A3D13 (新) (62) 62